設計変更理由書

神戸市

工　事　名	西高丸橋補修補強工事

契約変更後の工事概要

対象橋梁：西高丸橋（橋長 L=34.7m、幅員W=9.95m）

・工場製作工…一式、橋面防水工…298m2、床版水抜工…一式、伸縮継手補修…一式、横変位拘束構造設置工…一式、水平力分担構造設置工…一式、沓座拡幅工…一式、表面被覆工…一式

設計変更の理由

(1)　吊足場工の追加

当初、ＮＥＸＣＯ第二神明道路の建築限界確保のため、高所作業車を用いて橋梁補修を行う予定であった。請負人による施工計画及びＮＥＸＣＯとの協議の結果、建築限界を侵すことなく、吊足場の設置が可能となった。吊足場の設置により、夜間の作業が少なくなること、高速道路の規制日数が減少することから、安全に施工が可能となるため、吊足場工を追加する。

(2)　表面含浸工、はく落防止工の作業時間帯変更

(1) の変更により、表面含浸工、はく落防止工については、昼間施工が可能となるため、作業時間帯を夜間から昼間に変更する。

(3)　現地精査の結果、その他数量に増減が生じる。

(4)　工期の延長

工事着手前、NEXCO との施工協議に約３か月を費やしたため、工程に遅れが生じた。工期短縮のため、昼夜交代作業等の対策をとっているが、約２か月の進捗の遅れが生じている。このため、６１日の工期延長を要する。

※　原議用、経理課用の２部作成すること